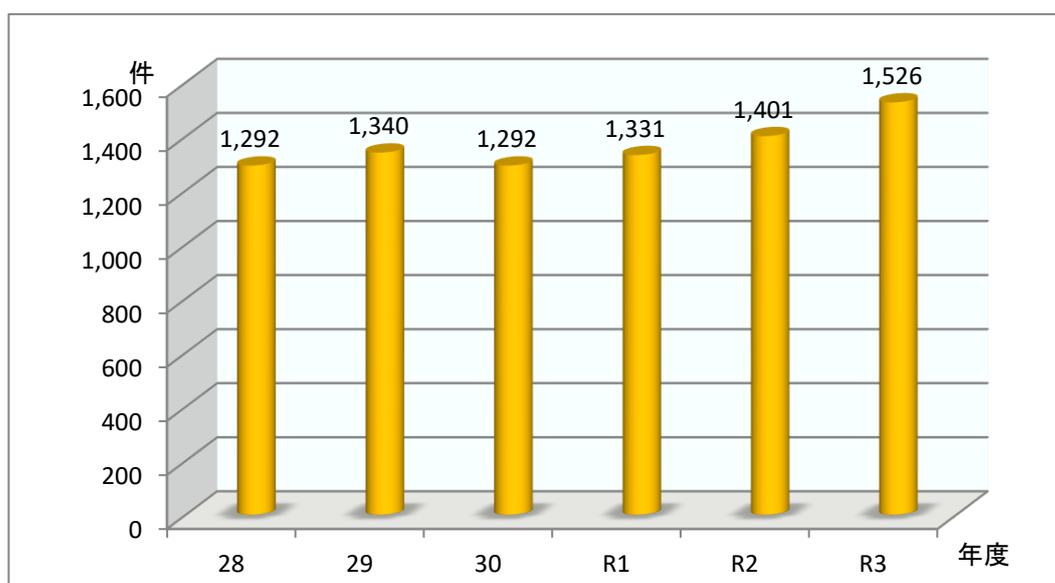


## 58 救命救急患者数

### 解説

国立大学病院として高度な三次救急医療を担う体制と実績を評価します。  
「3次救急」とは厳密には救急救命病棟に入院する場合を指し、一般病棟に入院する「2次救急」とは区別されるべきものです。しかしながら、救命救急入院料は地域医療計画の中で決定され地域ごとの数値枠があるために、同じ機能を持ちながら指定を受けられない場合があります。  
従って、ここでは救急医療管理加算も対象とし、現状に即して広く「3次救急」を捉えます。

### 実績



### 自己点検評価

周辺地域のみならず、青森県全体の3次救急を受入れた結果として1,500件を超え、実数・増加数ともにこれまでの最大となりました。上記数値にはCOVID-19重症例も含まれております。

### 定義

救命救急患者の受入数。  
ここで「救命救急患者」とは、医科診療報酬点数表における、「A205 救急医療管理加算」または「A300 救命救急入院料」、「A301 特定集中治療室管理料」、「A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料」、「A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「A301-4 小児特定集中治療室管理料」、「A302 新生児特定集中治療室管理料」、「A303 総合周産期特定集中治療室管理料」を入院初日に算定した患者を指し、必ずしも救命救急センターを持たない施設でも使用できる指標とします。救急外来で死亡した患者も含まれます。

### 算式

実数